



提案	政府の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度の運用にあたっての趣旨の徹底</li> </ul>	<p>指定管理者制度の運用にあたって、単なる価格競争ではなく、担い手の専門性やノウハウを適切に評価しつつ、公共サービスの水準を確保する上で最も適切なサービスの提供者が指定されるよう、指定管理者制度の運用状況について調査を行い、公表する。</p>
(3) 適切な契約のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書の作成にあたっての対等性の確保</li> <li>仕様書や契約書の柔軟化と成果目標の明確化</li> <li>複数年度を視野に入れた契約の推進</li> </ul>	<p>契約書を作成する際、漫然と前例を踏襲することなく、事業の内容や性格を十分考慮した上で、可能な限り、成果物の帰属、契約の解除権・違約金徴収権、損害賠償責任等に関して、担い手に政府と対等の権利や義務を付与するよう努める。 地方自治体に対して、同様の取組を促す。</p> <p>国庫債務負担行為の対象分野や適用の考え方について検討を進める。 地方自治体に対して、長期継続契約の取組みを拡大することを検討するよう促す。</p>
(4) 適切な積算・支払のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>コストの把握及び適切な間接費等の積算</li> <li>支払方法の適正化</li> </ul>	<p>平成23年度から、業務フロー・コスト分析の試行を行うとともに、分析結果に基づく対応指針を作成し、各府省等に提示する。 地方自治体に対して、政策コストを把握する取組を推進するよう促す。</p> <p>新しい公共支援事業等に関して、業務委託における間接費計上の事例等について把握する。 地方自治体に対して、こうした事例等について啓発を行う。</p> <p>資金余力のないNPO等が事業に参画できるよう、前金払や概算払が可能な費目について、受注者からの申請に適切に対応し、実施することについて検討する。 また地方自治体に対して、同様の取組を促す。</p>
(5) 多様な利用者ニーズに応える多様なサービス提供に向けた制度（バウチャー制度）の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>バウチャー制度の推進</li> </ul>	<p>地方自治体に対し、利用者の選択の幅を広げる仕組みとしてのバウチャー制度の導入事例について周知する。</p>





提案	政府の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本情報の提供体制の整備</li>   <li>・ 最新情報のアップ・デート</li> </ul>	<p>下記提案を踏まえ、内閣府NPOポータルサイトの改善の際に検討する。その際、NPO法人の通し番号については、まずは内閣府ポータルサイトの内部運用のために整備した上で、公表について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本情報は、国・都道府県・市町村にNPO法人から提出された文書情報、行政の開示する監視・監督情報とNPO法人が自ら入力する情報から構成する。</li> <li>・ 基本情報に係る行政とNPO法人の入力の分担については、電子データ化の進捗状況や業務負担等を勘案し、行政と法人の間で実状に応じた対応を行う。</li> <li>・ 法人によって開示された情報についての責任は法人にあることを明確にするとともに、認定の取消し等の市民活動に重大な影響を及ぼす可能性がある場合や虚偽の記載があった場合など、一定の基準を設定し、行政が削除できるようにする。</li> <li>・ 国・地方自治体、民間による情報の共有化や相互のリンクが可能となるよう、NPO法人に通し番号を振る。</li> </ul> <p>下記提案を踏まえ、内閣府NPOポータルサイトの改善の際に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新情報について、NPO法人の責任で、自らその内容を更新できるようにすることや、その際、NPO法人に発行されるIDとパスワードについては、パスワード問い合わせの事務対応が多くなるように、オープンIDの導入やパスワード再設定プロセスの導入を行うことについて検討する。</li> </ul>
(3) 市民の安心・安全確保のための情報連携	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民からの苦情等への対応</li> </ul>	<p>認証や認定の取消情報の開示については、内閣府NPOポータルサイトの改善の際に検討する。</p>
(4) 情報開示を促進し、発信基盤を強化する仕組みの構築	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人の自発的な情報開示を推進する環境の整備</li>   <li>・ 新しい公共支援事業を通じた団体情報の開示</li>   <li>・ 官民連携した情報交流の場づくり</li>   <li>・ 基本情報等の必要に応じた見直し</li> </ul>	<p>NPO法人が自発的に情報開示していくために必要なITリテラシーの向上努力を、新しい公共支援事業等を通じて支援する。</p> <p>NPO等の情報開示を推進するため、新しい公共支援事業の支援対象者等に対し、原則として運営委員会による選定後3か月以内に、標準開示フォーマットの情報を開示することを要請しているところであり、このような取組みを通じ、都道府県と協力して支援対象者等の積極的な情報開示を促す。その際、開示情報は各都道府県から発信することとし、併せて内閣府のサイトで統合的にリンクしてみられるようにする（ワーキンググループ標準開示フォーマット参照）。</p> <p>官民連携・協力した情報交流の仕組みづくりやフェイス・ツー・フェイスの交流の場づくりを新しい公共支援事業を通じて支援する。</p> <p>市民の情報ニーズに基づき、必要に応じて基本情報等について見直す。</p>

提案	政府の対応
3. 被災者支援活動等に関する制度等のあり方	
(1) 当事者たちの議論による復興プランの作成及び情報発信	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「熟議」による復興の街づくりの促進及び必要に応じた支援の実施</li> </ul>	<p>地方自治体を通じて、「新しい公共」の担い手、地域住民自ら、さらには地域外に居住している当該地域の出身者等幅広い関係者が参加する「熟議」の取組を促すため、必要に応じて新しい公共支援事業を通じた支援を行う。</p>
(2) 個人、企業、団体等の持つ力・ノウハウの結集	
<p>①「個人の力」の結集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公務員の現場での活動の促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格保持者の能力を有効活用できる環境の整備</li> </ul>	<p>国家公務員が一定期間、NPO法人等と協働する復旧・復興活動に職務の一環として従事することを検討する。</p> <p>給与の一定割合を国から支給して、国家公務員がNPO法人等の復旧・復興活動に従事することを可能とするよう取り組む。</p> <p>今後の課題として、給与を国から支給して国家公務員をNPO法人等に派遣するための法令の整備について検討を進める。(再掲)</p> <p>地方公務員については「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づきNPO法人等への職員の派遣を行う場合に、法律に定める要件を満たす場合には、条例で定めるところにより、地方自治体から給与を支給した上で、職員を派遣することによる人事交流ができることについて周知を図る。(再掲)</p> <p>一定期間実務から遠ざかっていた教員、看護師、カウンセラー、介護福祉士、社会福祉士等の資格保持者を対象に、必要な研修の機会が得られる環境を整備する。</p> <p>被災地で実施している中小企業診断士による経営相談会等において、中小企業のみならず、NPO法人等の経営相談に応じるように平成23年7月13日付で中小企業診断協会に対し通知した。</p>
<p>②「企業の力」の結集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災直後の効率的な物流体制の迅速な構築</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の再興及び創業に対する支援</li> </ul>	<p>広域災害時における緊急物資輸送等において民間事業者のノウハウや施設を活用できるようにすべく、国、地方自治体、物流事業者等を構成員とする協議会を開催し、国の示した災害時物流のあり方に基づき「物流計画」を策定し、この「物流計画」を各地域の防災計画に反映させる。また、災害時に物流拠点施設とされた物流施設へのハード面・ソフト面の対策を検討する。</p> <p>平成23年度第1次補正予算等により、資金繰り対策や施設復旧支援等を実施。二重ローン問題に関しては、6月17日に発表された「二重債務問題への対応方針」を基に具体的方針を検討する。</p>

提案	政府の対応
<p>③さまざまな「社会の担い手組織の力」の結集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本型社会的協同組合の制度の検討</li> <li>・「新しい公共」の担い手との協働による地方自治体の業務の実施</li> <li>・地域ぐるみの被災者受け入れ</li> </ul>	<p>社会的企業を始めとした担い手が、それぞれの特性を活かしつつ、社会的活動をより円滑に行うことができるようにするため、既存の法人制度との整合性に配慮しつつ、新たな法人制度を設置する場合のメリットなど、「新しい公共」を支える法人制度のあり方について専門調査会で引き続き検討を進める。（再掲）</p> <p>新しい公共の担い手と地方自治体との協働の事例について、地方自治体に取り組むを促す。</p> <p>地方自治体が中心となり、「新しい公共」の様々な担い手が協働して、地域ぐるみで被災者を受け入れる取組を行っている事例について、地方自治体に周知を図る。</p>
(3) 「新しい公共」による支援を応援する資金面での環境整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定寄附金の拡充</li> <li>・新たな仕組みによる寄附の促進</li> </ul>	<p>震災に係る指定寄附金の指定については、助成型等の各種の公益的な法人についても、その適格性、有効性が認められるものについては、法人の形態にかかわらず迅速に指定する。今後、大災害が発生した時には、今回の措置も踏まえた適切な指定寄附金の迅速な指定に努める。</p> <p>「負担付きの寄附」でなければ、事前に議会の議決がなくても寄附を受入れ、施設や事業等に寄附者の名前を付すことができることについて、地方自治体に周知を図る。</p>
(4) 新しい地域づくり支援のための総合的な支援拠点の整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援や復興に向けた支援拠点及びそれを支えるプラットフォームの設置とそれらを支える方策の検討</li> </ul>	<p>各支援拠点、各プラットフォームの事業概要や事業主体等が定まった時点で、国として各々の持続的活動を支援するため、これらに対する寄附金を指定寄附金として指定することや、立ち上げ段階で必要に応じ新しい公共支援事業等を活用するなど、「熟議」の実施を含めたこれらの取組を支援する方策について検討する。また、ニーズに応じ全国の地方自治体やNPO等から経験のある専門的人材の派遣を検討する。</p>
(5) 情報の連携と企業／NPO等／自治体の協力体制の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報連携・流通基盤」の整備</li> </ul>	<p>NPO、企業、行政等の間での平時の情報連携に加え、災害時を想定して、データフォーマットやプロトコルの標準化、認証プロセスについての合意など、事前に機関や組織による情報発信や情報連携がスムーズにできるような体制の整備について検討する。「情報連携・流通基盤」を整備し、異なるタイプの機関や組織による情報のアクセス、流通、認証などの情報連携を可能にする仕組みについて、一定の基本部分については国が主導して情報基盤を用意することを含めて検討する。健康・医療の個人情報等を安全に蓄積し、必要に応じて本人や医師による閲覧・検索を可能にする仕組みを構築する。</p>

提案	政府の対応
(6) その他（震災支援制度等ワーキング・グループ報告に盛り込まれた提案）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人及び公益法人の事業報告の提出等の期限延長</li>   <li>・ 被災地における移動手段の確保</li>   <li>・ 予算の迅速かつ弾力的な執行</li>   <li>・ NPO法人・認定NPO法人に係る情報の国民への提供</li>   <li>・ 現行制度で対応可能なものについての周知啓発&lt;NPO法人、公益法人等の活動に関するもの&gt;</li> <li>・ NPO法人の新規事務所設立手続きの簡素化</li> </ul>	<p>今回の震災以降に法令に規定されている履行期限が到来する義務については、「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号）により一律に、義務の不履行について6月末まで免責することとされたところ。</p> <p>その後、NPO法人については、「東日本大震災による特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」（平成23年政令第192号）を公布・施行し、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する義務（事業報告書等、役員名簿等の作成及び備置き）や特定非営利活動促進法第29条第1項に規定する義務（事業報告書等、役員名簿等、定款等の所轄庁への提出）の不履行について、免責期限を本年9月末までとしたところ。</p> <p>また、各所轄庁への事務連絡において、事業報告書等の作成が困難になったNPO法人等に対して適切に助言等を実施するよう依頼（6月29日付け事務連絡）。</p> <p>公益法人等については、「東日本大震災による公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項の規定による書類の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」（平成23年政令第193号）を公布・施行し、公益法人及び移行法人の定期提出書類の作成・提出に関する義務の不履行について、免責期限を本年9月末までとしたところ。以上については、7月4日に公益法人information（HP）への掲載等により周知を実施。</p> <p>被災地で自家用有償旅客運送に取り組む意向があるNPO法人等からの申し出に応じ、運営協議会における協議が迅速かつ円滑に実施されるよう、国土交通省として市町村、旅客自動車運送事業者等の関係者に対し、地方運輸局・運輸支局を通じて働きかけることとする。</p> <p>今回の大震災への対応として国の予算で行う事業については、一刻も早く被災地で支援活動を行う「新しい公共」の担い手の役に立つよう、できる限り迅速な執行に努める。都道府県を通じて執行される場合には、都道府県においてもできる限り迅速な執行に努めるよう働きかける。被災地域をトータルに支援し、現場の自主的な発想の下に、そのニーズに弾力的に応える観点から、国においては、できる限り省庁の縦割りの壁を越え、個々の事業の隙間を埋めることができるよう、横断的に連携して弾力的な執行を行う。</p> <p>平成25年度から運用を開始する予定の内閣府の新NPOポータルサイトについて、今年度から都道府県等の協力を得て、取組可能なものからプログラムの修正等の整備に着手。（再掲）</p> <p>NPO法人の新規事務所設立について、所轄庁が内閣府である法人が新規に事務所を設立する場合は届出で可能である。また、震災対応のため臨時的に出張所を設ける場合等、新規事務所の設立には該当しないケースも多いと考えられ、その場合には特段の手続きを行う必要はない。なお、震災に関連した事務手続きについては、円滑かつ迅速に実施する旨をホームページ上で掲載しており、また4月15日付けの事務連絡により、各所轄庁に対して同旨の取組を要請したところ。</p>

提案	政府の対応
<p>・ N P O 法人の震災に起因する各種申請の審査期間短縮</p> <p>・ N P O 法人が災害救援活動を行うための措置</p> <p>・ 公益法人等が災害救援活動を行うための措置</p> <p>&lt;ボランティア活動に関するもの&gt;</p> <p>・ 雇用保険受給中の被災者支援ボランティア活動</p> <p>・ ホームページの活用によるボランティア活動や物資等のニーズと提供者のマッチング</p> <p>&lt;地方自治体に関するもの&gt;</p> <p>・ 地方自治体の大震災による被害の応急復旧等における随意契約の活用</p> <p>&lt;企業に関するもの&gt;</p> <p>・ 被災地の復旧・復興における P F I の活用促進</p>	<p>N P O 法人の設立について、内閣府において震災に起因する各種申請については優先的に審査し、可能な限り審査期間の短縮を図ることとしている旨周知する。各都道府県に対しても、4月15日付で同趣旨を通知し、同種の取組を要請した。</p> <p>N P O 法人について、法人の定款上の範囲内であれば、「災害救援活動」「N P O 支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やN P O 支援を行うことは妨げられないことについて周知する。また、各都道府県に対し4月15日付で通知を発送した。</p> <p>公益法人等について、災害救援活動を新たに行う際、多くの場合は定款に定めた目的や事業の範囲内であると考えられ、特段の措置を講ずることなく実施可能と考えられる。定款の変更が必要な場合であっても、法人法において簡易な手続きが定められており、こうした方法の活用により対応可能である。また、事業の実施に行政庁への変更申請、変更届が必要となる場合があるが、多くは変更届によって対応可能であり、変更申請が必要な場合も迅速な審査の実施により対応している。これらのことについて4月7日に公益法人 information ( H P ) への掲載等により周知を行ったところである。</p> <p>雇用保険受給中に被災者支援ボランティア活動（自発的かつ報酬を得ない労務の提供）を行った場合、労働（再就職）の意思や能力があれば、雇用保険の基本手当を受け取ることができることについて周知を図る。</p> <p>以下のようなホームページが既に存在しており、ボランティア活動や物資等について、ニーズと提供者のマッチングに活用することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト「助けあいジャパン」を介して、関係者は、時々刻々と変化する物資ニーズやサービスニーズを入力、削除でき、誰もが閲覧可能</li> <li>・ 文部科学省において、被災地域の児童生徒等がより必要な支援を受けやすくするために、被災者・被災地域のニーズと各団体が提供可能な支援を相互に閲覧できるポータルサイト（「東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」）を開設・運用し、両者のマッチングを支援</li> </ul> <p>被災地の地方自治体が民間と契約を行う場合、大震災による被害の応急復旧など、緊急の必要により競争に付することのできない事業については、随意契約によることが可能である。同趣旨について、4月25日付で関係県に対し周知している。</p> <p>公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法である P F I を促進するため、今通常国会において P F I 法が改正され、① P F I の対象施設の拡大、②民間事業者による提案制度の導入、③公共施設等運営権に係る制度の創設、④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮、⑤民間資金等活用事業推進会議の創設等が実現した。</p> <p>これにより、民間の事業者が積極的に、被災地の復興のための公共施設の整備・管理を行うことが可能となっている。以上について P F I 法改正法に関する説明会等により周知を図る。</p>